

重 要 要 望 事 項

1. 業務量の削減や業務の効率化，人材の確保による長時間勤務の解消と負担軽減について
 - (1) 未補充の解消や休職等に対応する講師の補充が迅速に行えるような人材の確保の方法を検討すること。
 - (2) 教員の事務作業を補佐する学校事務スタッフ（仮称）の配置の成果と課題を検証し，配置を促進すること。
 - (3) 長時間勤務の解消のために勤務時間の管理の強化だけでなく，業務量の削減や業務の効率化による多忙の軽減を進めること。
 - ① 中学校部活動の休養日設定を義務化し，周知と実施の未届けを行うこと。
 - ② 部活動の指針を逸脱して活動を行う顧問教員やその管理職を指導する制度を設けること。
 - ③ 土曜授業が本来の目的を果たしているか，市町村教育委員会に検証と報告を求め，結果によっては土曜授業の縮小，廃止の英断を市町村教委に求めること。検証にあたっては，児童生徒，保護者，教職員の全員から意見を聞くよう指導すること。
 - ④ 総合教育センターの教科のページと授業改善アクションプランのページを発展的に統一し，内容の更新，充実をすること。
 - ア 県下の教員が作成した指導計画や指導案，資料を全て提供するシステムを構築し，小中において全教科，全単元を揃えること。
 - イ 提供する情報が最新のものになるよう努めること。
 - ウ 指導主事研修会等の資料や通知で，掲載可能あり現場での指導に役立つ物を閲覧できるようにすること。
 - ⑤ 県や市町村で共通して実施する業務改善の取組を全学校で共通して行うよう市町村教委や校長会，各校への指導・周知を徹底すること。
 - (4) 業務量の適正化のための取組の検証を校務改善アドバイザーや現場の一般教員も交えて行うこと。
2. 学力向上と教員・スタッフの配置について
 - (1) 小学校1，2，3年生，中学校1年生における35人以下学級を，当面小4，中2，中3で実施できるよう県費単独採用の加配の教員を拡充すること。
 - (2) 少人数指導の充実のための県費単独採用の加配の教員を拡充すること。
 - (3) 小学校の外国語科の導入に伴う暫定的な措置として，ALTや市町村で雇用の英語指導非常勤講師がT1として授業を行えるよう条件整備を行うこと。
 - (4) 小学校における教科専門指導の教員の配置を拡充し，特に高学年での教科担任制を推進すること。また，中学校での免許外教科担任の解消のための非常勤講師または，県費単独採用の加配の教員を拡充し，中学校での免許外教科担任を解消すること。
 - (5) 通級指導や日本語指導を充実させるために，加配の教員を拡充すること。
 - (6) 指導教諭制度を導入すること。または，非管理職教員の中から教科指導や生徒指導に秀でた実績がある人物を「教育技能指導員」等に任命し，指導教諭に準ずる職務を行える制度を設けること。

3. 安心・安全な学校づくりと教員配置について

- (1) 養護教諭が児童生徒の健康管理に専念できる時間を確保できるよう、養護教諭不在及び繁忙時の業務を補佐する保健師、看護師経験者等による「養護教諭サポート人材バンク（仮称）」の設置をすること。
- (2) 若手の養護教諭を指導し、業務を補完する立場を担う指導養護教諭（仮称）の配置をすること。
- (3) 生徒指導主事が校内の生徒指導上の問題に迅速に対応できるような時間を確保すること。また、時間を確保するために生徒指導主事の代わりに授業を担うことができる非常勤講師を配置すること。

4. 特別支援教育について

- (1) 情緒学級の上限を5名にすること。
- (2) 児童・生徒の実態や保護者のニーズに合うきめ細かな支援ができるように、特別支援学級、通級指導教室の増設をすること。
- (3) 通級指導教室の増設に伴う人材不足の解消のために、巡回型の通級指導を認めること。
- (4) 資質・能力の向上に意欲をもつ教員の専門性の向上のために人事異動の改善をすること。
 - ①異動対象者の居住地の地区内にある県立の特別支援学校との人事異動交流の人数を増やすこと。
 - ②県立の特別支援学校での研修期間を5年程度とすること。
- (5) 特別支援教育コーディネーターの指名について改善すること。
 - ①学級担任をもたない教員を指名すること。
 - ②コーディネーターが専門性を発揮し、保護者との信頼関係を構築しやすいよう、特別支援教育に10年以上の経験がある教員を指名すること。
 - ③コーディネーターの各校間の兼務を可能にすること。

5. 意欲とやりがいをもって職務に向かえるよう再任用制度の改善を検討すること。

- (1) 小学校においてパートタイムの任用を行うこと。
- (2) 多様な教育課題に対応するため、県単独予算による再任用者数を計画的に増やし、岐阜県独自の勤務条件（勤務日数、勤務時間（6時間程度の勤務を新設）、職務内容）のもとに任用を行うこと。
- (3) フルタイム勤務の負担を鑑み、教育職給料表（三）の「再任用職員」の給料を改善すること。
- (4) 管理職は、定年退職者に対して再任用制度の丁寧な説明を行うと共に、定年退職者の退職後の意向を十分に聞き、適切な助言を行うこと。また、県教委は定年退職者を含む全ての退職者の退職後の教職に携わる意志について情報を収集し、人材確保に努めること。
- (5) 選考に当たって、本人の資質・能力や適性を十分に見極めてメリハリのある選考をすること。

6. 給与・手当の改善について

- (1) 生徒指導や部活動にかかる諸手当が実態に相応するものとなるよう現行制度をさらに改善すること。
 - ① 7号業務「部活動の指導手当」の引き上げにあたっては、国の改正に準じて速やかに行うこと。また、支給基準を1時間単位に改めること。
 - ② 特殊勤務手当の4号業務「ハ 生徒の緊急補導業務」の適用基準を見直し、4時間程度の業務から2時間程度の業務に引下げ、7号業務と同程度の支給基準とすること。
- (2) 岐阜県独自の号棒をさらに拡充し、55歳超の昇給抑制を緩和して最高号給に留まる人数を削減し、昇給のメリットをさらに享受できるようにすること。
- (3) 退職手当の減額を実施する場合は、について、過去に我々が給与等の減額要求に応じてきたことに配慮し、国家公務員より削減率を緩和すること。
- (4) 常勤講師の処遇を改善すること。

7. 学校職員の資質・能力の向上について

- (1) 人事評価制度について、学校職員の士気と資質・能力の向上につながるメリハリのある制度と運用になるよう改善すること。
- (2) 特別支援教育に関する研修を充実し、全ての教職員に特別支援教育に係る専門性の向上を図ること。

8. 教員の勤務条件・福利厚生について

- (1) 修学旅行等の時間外指導等の代休取得を勤務の実態に合わせ、割振り単位期間を前8週後16週に延長すること。
- (2) 休暇の内容の改善をすること。
 - ① 特休23号について、「子を養育する」を「孫」まで範囲を拡大し、「一人当たり一の年の5日」を「10日」に延長すること。
 - ② 特休24号について、「一人当たり一の年の5日」を「10日」に延長すること。
- (3) ストレスチェックを全ての学校で実施すること。実施に当たって東海中央病院の「心の健康チェック事業 ストレスチェックオプション」の利用を拡充できるよう必要な支援を行うこと。

9. 困難を抱える家庭の状況により、子供の健全な成長が損なわれたり貧困の連鎖につながったりしないよう各地域で活動しているボランティア組織やNPO団体に知事部局と連携して広く財政的な支援を行うこと。

10. 保護者、地域住民への周知と、保護者・地域からによる不当な要求から学校職員を守る体制の構築

- (1) 岐阜県家庭教育条例を広く県民に周知徹底できるよう方策を工夫し、保護者に対して子供の教育について第一義的責任を有することの理解を促すこと。また、学校職員が自信をもって保護者に対応でき、岐阜県内の学校に通う児童・生徒、その保護者と学校が信頼し合って教育に関われるよう、内容に「岐阜県版生徒指導の基準」を追加すること。
- (2) 保護者からの苦情や要求等に対して、専門的な見地から学校・学校職員を支援する弁護士を置くこと。

一 般 要 望 事 項

1. 採用・任用・異動について

- (1) 非管理職の学校職員による管理職の評価を実施すること。
- (2) 教科指導はもちろん、生徒指導や組織マネジメントに優れた実績があり現場で信望の厚い人材を経歴に関わることなく管理職に登用すること。
- (3) 人事異動において、本人の希望や諸事情を十分配慮すること。
- (4) 主幹教諭の制度をキャリアの複線化となるようなものにすること。
- (5) 教職員の採用や異動についての人事権を、中核市独自で行うことのないようにすること。
- (6) 教育現場で資質に問題がある教員の再教育及び、配置転換、再任用選考時の不採用を積極的行うこと。

2. メンタルヘルスについて

- (1) 職員間の意見や意志の疎通がしやすく、楽しく働きがいをもって勤務できる職場環境づくりのために、管理職が職員間のハラスメントや嫌がらせに対して毅然と対応するよう市町村教委や管理職に指導すること。
- (2) 病休から復職を目指す教員に適切を支援が行い、復職者の希望を可能な限り尊重できるよう病気休職者が所属する管理職に適切な指導や援助を行うこと。

3. 岐阜県内の学校に通う子供達がどこであつても一定の教育水準と環境のもとで学べるよう、教育を各自治体間の政策競争の具としないように県教委が強いリーダーシップを発揮すること。